

「証券 CFD 取引約款」新旧対照表

平成 23 年 9 月 15 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第4条(リスクと自己責任の確認)</p> <p>お客様は、本取引の特徴、仕組み、および次に掲げる事項および本約款の内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>(1) 対象とする株価や株価指数の変動、または金利調整額、配当金調整額、<u>価格調整額</u>の受払いにより差損を生じ、投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。</p> <p>(2) 当社の証券 C F D 取引は市場取引ではなく店頭取引であるため、他社や取引所の取引価格や金利調整額、配当金調整額、<u>価格調整額</u>などが当社のものと異なる場合があること。</p> <p>(3) 少額の保証金で大きなレバレッジ効果を得られる反面、多大な損失を生じる危険性があること。</p> <p>(4) ロスカットルールによりリスクが限定されている場合でも市場環境によっては、ロスカット注文が執行されても多大な損失を生じる危険性があること。</p> <p>(5) ロスカットルールに関わらず、最終的なリスク管理の責任は当社ではなくお客様ご自身にあること。</p> <p>(6) 当社のカバー取引先の破綻、市場の取引停止等による取引制限が生じるリスクがあること。</p> <p>(7) インターネット、コンピュータにおける固有のリスクがあること。</p>	<p>第4条(リスクと自己責任の確認)</p> <p>お客様は、本取引の特徴、仕組み、および次に掲げる事項および本約款の内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>(1) 対象とする株価や株価指数の変動、または金利調整額、配当金調整額の受払いにより差損を生じ、投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。</p> <p>(2) 当社の証券 C F D 取引は市場取引ではなく店頭取引であるため、他社や取引所の取引価格や金利調整額、配当金調整額などが当社のものと異なる場合があること。</p> <p>(3) 少額の保証金で大きなレバレッジ効果を得られる反面、多大な損失を生じる危険性があること。</p> <p>(4) ロスカットルールによりリスクが限定されている場合でも市場環境によっては、ロスカット注文が執行されても多大な損失を生じる危険性があること。</p> <p>(5) ロスカットルールに関わらず、最終的なリスク管理の責任は当社ではなくお客様ご自身にあること。</p> <p>(6) 当社のカバー取引先の破綻、市場の取引停止等による取引制限が生じるリスクがあること。</p> <p>(7) インターネット、コンピュータにおける固有のリスクがあること。</p>

新	旧
(8) 通信機器の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること。 <u>第27条の3（価格調整額）</u> <u>価格調整額については、当社が別途定めるものとします。</u>	(8) 通信機器の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること。 (新設)